

弁護士 出澤 秀二

非上場会社における事業承継対策のご案内

1. 背景

相続税は平成27年1月から最高税率が55%となります。そのため、オーナー企業の承継者は、株式の納税資金を調達・返済するために、一層苦慮する事態が想定されます。承継者が納税資金を調達するために、会社で自己株買いを実施した場合(会社法上の制限があり実施が不可能・困難な場合もあります。)、会社への支配権が低下し、御一族による支配が継続できない場合が生じます。また、承継者が相続人でない場合には、株式買取資金の調達・返済が大きな負担となります。

2. スキーム

承継者が設立した会社(SPC:特定目的会社)が金融機関から資金調達(融資)し、オーナーその他株主から対象会社の株式を買い取ります。一定期間経過後に、特定目的会社は対象会社と合併し、金融機関からの調達資金を対象会社の資産及び将来キャッシュフローで返済します。オーナーは株式が現金化され、承継者は実質的な自己資金がなくても対象会社を承継できる、いわゆるLBO、MBOスキームです。

3. 効果

- ・承継者は、実質的に経済的な負担がなく、対象会社の支配株主となることができます。なお、承継者はオーナーの相続人でなくてもかまいません。
- ・対象会社は株主構成を是正できます。
- ・対象会社のオーナーは、株式の全部又は一部を譲渡することにより現金化することができます。

4. 対策すべき会社・状況

- ・オーナー企業で、相続税(ないし株価評価)が高額がとなる会社
 - ・承継者が納税資金(ないし株式買取資金)を有していない、又は納税資金を承継できない場合
 - ・オーナー及び配偶者の相続後で、承継者の支配権が希薄になってしまう会社
- なお、金融機関からの融資を一定期間で返済できる会社であることが必要条件となります。

5. 作業内容

- ・承継者の選定を含めた対象会社の将来計画の策定支援
- ・株主及びキーパーソンの同意の取得支援
- ・株価の算定、税額の見積支援
- ・資金調達の支援
- ・各種契約書の作成支援

6. 作業区分及び見積他

- ・弊事務所及び監査法人等と共同で作業をいたします。専門家からのご紹介の場合は、ご一緒に作業をさせていただきます。
- ・対象会社から決算書等を御提供頂き、作業内容を協議・確定させた上で、見積書を作成させていただきます。

以上